

第4 構造設備等基準

○ 旅館業構造設備等基準

類別	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	下宿営業
客室	◇ 1 客室の床面積は、7 m²（寝台を置く客室にあっては、9 m²）以上であること。 （施行令1条1項1号） □ 外気に面して窓を設けること。 （条例6条3号） □ 客室前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室を地階に設けてはならない。また、窓のない客室は設けないこと。 （衛生等管理要領）	◇ 客室の延床面積は33m²（許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3m²に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。 （施行令1条2項1号） ※ 営業者が、農林漁業体験民宿業（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する営業）を営む場合は、この基準を適用しない。 □ 同左 （条例6条3号） □ 同左 （衛生等管理要領） □ 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1 m以上であること。 （施行令1条2項2号）	□ 同左 （条例6条3号） □ 同左 （衛生等管理要領） □ 客室は、収容定員に応じ十分な広さを有すること。 （衛生等管理要領）
玄関帳場	◇ 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準※に適合するものを有すること。（施行令1条1項2号） ※「玄関帳場に代替する設備」の基準であり、次のいずれにも該当する場合、玄関帳場の設置を要しない。 ① 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 ② 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。 （施行規則第4条の3第1項各号）	【適用なし】 適当な規模の玄関、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けることが望ましいこと。 ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、これらの設備を設けることは要しないこと。 ① 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。 ② 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとることが望ましいこと。 （衛生等管理要領）	【適用なし】 旅館・ホテル営業に準じて設けることが望ましいこと。 （衛生等管理要領）
洗面設備	□ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 （施行令1条1項5号）	□ 同左 （施行令1条2項5号）	□ 同左 （施行令1条3項3号）

入浴設備	△ 当該施設に近接して公衆浴場がある等、入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。 (施行令1条1項4号)	△ 当該施設に近接して公衆浴場がある等、入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。 (施行令1条2項4号)	☐ 同左 (施行令1条3項2号)
	【共同の入浴設備の構造基準】 (条例2条1項2号) ☐ 脱衣室が付設されていること。 ☐ 浴室の内部が、外部から見通せないように設備されていること。		
	【共同の入浴設備の措置基準】 (条例6条5号、衛生等管理要領) ☐ ろ過器を設置する場合、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換ができるものであること。 (条例6条5号イ) 注 ろ過器は、浴槽ごとに設置することが望ましく、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有すること。 (衛生等管理要領) ☐ ろ過器の前に集毛器を置くこと。 (条例6条5号イ) ☐ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等の空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。 (条例6条5号ロ) 注 気泡発生装置等を設置する場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造であること。 (衛生等管理要領) ☐ 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。 (条例6条5号ハ) ☐ 浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。 (衛生等管理要領) ☐ 循環ろ過湯水の補給口は浴槽の底部に近い部分とし、誤飲及びエアロゾルの発生が防止できること。 (衛生等管理要領) 注 ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、誤飲を防ぐための措置を講ずること。 (条例6条5号ネ) ☐ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器に入る直前に設置されていること。 (衛生等管理要領) 注 循環配管を設置している場合に、浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤はろ過器の直前に投入すること。 (条例6条5号ワ) ☐ 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。(衛生等管理要領) 注1 気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないように努めること。 (条例6条5号タ) 注2 打たせ湯には、循環している湯水を使用しないように努めること。 (条例6条5号レ) 注3 シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。 (条例6条5号ツ) ☐ オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、内部清掃が容易な位置・構造であって、回収槽内の湯水を消毒できる設備を備えている場合は、この限りでない。 (衛生等管理要領) 注 オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、オーバーフロー還水管及び回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。(条例6条5号ヨ) ☐ 貯湯槽、配管等は、清掃が容易にでき、完全に排水ができるなど、生物膜の発生の防止及びその除去ができる構造とするよう努めること。 (条例6条5号ツ) 注1 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。 注2 貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。 注3 水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。 注4 調節箱は清掃しやすく、塩素消毒が行えること。(注1～4 衛生等管理要領) ☐ 原湯を貯留する貯湯槽の温度を、湯の補給口、底部等に至るまで60℃に保ち、かつ、最大使用時においても55℃に保つ能力を有する加温設備を設置すること。これにより難しい場合は、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。 (衛生等管理要領)		

寝具収納	☐ 寝具の収納設備が適当な場所に設けてあること。（条例2条1項1号） ☐ 和室には、各客室ごとに寝具の規格及び定員数に応じた押入れを設けること。（布団がダブルの規格のものは幅1.35m以上・奥行0.9m以上の押入れとする。） ☐ 洋室には各客室ごとに設ける必要はないが、和室に準じて寝具を収納でき、かつ各客室へ容易に持ち運びができる場所にリネン室を設けること。（許可等事務処理要領）		
便所	☐ 適当な数の便所を有すること。（施行令1条1項6号）	☐ 同左（施行令1条2項6号）	☐ 同左（施行令1条3項4号）
	☐ 換気、採光、照明、防臭、昆虫等の防除及び流水式による手洗いの設備を施すこと。（条例6条6号）		
換気採光照明等	☐ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。（施行令1条1項3号）	☐ 同左（施行令1条2項3号）	☐ 同左（施行令1条3項1号）
	☐ 床下には、適当な防湿方法及び換気方法を施すこと。（条例6条1号） ☐ 客室、廊下、階段等には、十分な換気、採光及び照明の装置を施すこと。（条例6条2号）		
調理場	☐ 換気、採光及び照明が十分であるとともに、防じん及びねずみ、昆虫等の防除の設備を施すこと。（条例6条4号）		
遮蔽	☐ 法第3条第3項各号の施設（学校等）の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。（施行令1条1項7号）	【適用なし】 （旅館・ホテル営業に準じて設けることが望ましいこと。）	
設置場所	☐ 施設の設置場所が、〔学校、青少年教育施設、児童福祉施設、図書館、公民館等〕の敷地（用途決定した土地を含む。）の周囲おおむね100mの区域内においてその設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないこと。（法3条3項）		
外観等	【適用なし】 ☐ 外壁、屋根、広告物、外観等は、立地場所における周囲の善良の風俗を害することがないよう意匠が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。（許可等事務処理要領・衛生等管理要領）	【適用なし】 （旅館・ホテル営業に準じて設けることが望ましいこと。）	
給水設備	☐ 飲料水を衛生的で十分に供給し得る設備を適切に配置すること。（衛生等管理要領） ☐ 水道水以外の井戸水又は自家用水道を飲用に供する場合にあっては、殺菌装置及び浄水装置を備え付けること。（衛生等管理要領）	【適用なし】 （旅館・ホテル営業に準じて設けることが望ましいこと。）	

特 例	【特例の対象となる施設】（施行規則5条1項各号） ① <u>キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設</u> （衛生等管理要領では、プレハブ等営業の都度容易に建築・解体できるもので衛生上支障がないよう容易に管理ができる構造設備の施設。） ② <u>交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの</u> （衛生等管理要領では、例として山小屋等を挙げている。） ③ <u>体育会、博覧会のために一時的に営業する施設</u> （衛生等管理要領では、プレハブ等営業の都度容易に建築・解体できるもので衛生上支障がないよう容易に管理ができる構造設備の施設。） 以上の施設については、 ○ 「◇」マークの基準は、適用しない。（施行規則5条2項） ○ 「△」マークの基準については、季節的・地理的状况等によってこの基準による必要がない（又はこの基準によることができない）場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、適用しないことができる。 （施行規則5条3項） ○ 条例第2条の構造設備基準については、季節的・地理的状况等により当該基準により難しい場合で、公衆衛生の維持に支障がないと認められる場合、同条の基準によらないことができる。（条例3条）	【適用なし】
そ の 他	○ 風俗関連営業又はそのおそれがあるとみなされる施設については、<u>玄関帳場、管理棟、寝具収納設備、客室の構造設備等</u>について遵守事項が示されているので事前に相談・確認を行ってください。（許可等事務処理要領） （遵守事項の例） 〔玄関帳場の面積は3.3㎡以上で、宿泊者その他利用者が必ず通る場所に設けること。やむをえず受付窓口を設ける場合、窓口の大きさは0.6㎡以上とし、外側には宿泊事務（宿泊者名簿の記載、料金の受渡し及びかぎの授受）のための適当な広さのカウンターを設けること。〕 【宿泊者名簿】（法6条、施行規則4条の2、施行細則10条、衛生等管理要領） ○ 宿泊者名簿を備える場所： 旅館業の施設、営業者の事務所 ○ 宿泊者名簿の記載事項： 宿泊者の氏名、住所、連絡先、年齢、行先地、到着日時、出発日時、国籍※、旅券番号※（※ 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるとき） ○ 宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、作成日から3年間保存。 〔宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、本人確認を行うこと。 具体的には、対面又は対面と同等の手段として以下のいずれにも該当するICTを活用した方法等※により行うこと。〕 ① 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。 ② 当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。 〔※ 当該方法の例としては、施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられる。〕	【適用なし】

【参照】

その他の設備（ロビー、廊下、階段、浴室、脱衣場、洗面所、便所、調理室、洗濯室、暖房設備、寝具など）については、「旅館業における衛生等管理要領（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知、R2.12.10一部改正）のⅡ 施設設備」を参照すること。

衛生管理については、「旅館業における衛生等管理要領中 Ⅲ 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準」を参照すること。

○ 営業施設について講じるべき措置の基準（旅館業法施行条例第6条）

- 1 床下には、適当な防湿方法及び換気方法を施すこと。
- 2 客室、廊下、階段等には、十分な換気、採光及び照明の装置を施すこと。
- 3 客室には、外気に面して窓を設けること。
- 4 調理場は、換気、採光及び照明が十分であるとともに、防じん及びねずみ、昆虫等の防除の設備を施すこと。
- 5 共同の入浴設備について、次に掲げる事項を施すこと。
 - イ ろ過器（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）を設置する場合は、ろ過器は、十分なろ過能力を有し、洗浄又はろ材の交換を行うことができるものであるとともに、ろ過器の前に集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。）を置くこと。
 - ロ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること。
 - ハ 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造とすること。
 - ニ 脱衣場及び脱衣箱は、常に清掃するほか、昆虫等の駆除及び消毒を行うこと。
 - ホ 洗い場、浴槽、貯湯槽（原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）等を貯留する槽（タンク）をいう。以下同じ。）等は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒をすること。
 - ヘ 浴槽内の湯は、常に豊富に、かつ、適温を保ち、著しく汚濁しないようにすること。
 - ト 入浴者に利用させるくし、かみそり等は、一人ごとに消毒し、清潔に保たれたものとする。
 - チ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上がり用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。

※ 規則で定める基準

対 象	項 目	基 準
原湯、原水、上がり用湯、 上がり用水	大腸菌	不検出
浴槽水	大腸菌群	1 mℓ中に 1 個以下
原湯、原水、上がり用湯、 上がり用水、浴槽水	レジオネラ属菌	不検出(100mℓ中に10CFU未満)

- リ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を使用している場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- ヌ ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上ろ過器を十分に洗浄し、又はろ材を交換するとともに、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）を適切に消毒すること。
- ル 集毛器を使用している場合は、定期的に内部の毛髪等を除去して洗浄するとともに、適切に消毒すること。
- ヲ 浴槽水の消毒に当っては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定

期的に測定して、通常1リットル中0.4ミリグラムから1.0ミリグラムまでに保つとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあつては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。

ワ 循環配管を設置している場合において、ワの規定により浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。ただし、構造上これにより難しい場合にあつては、この限りでない。

カ 水道法第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）規則で定める水質検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、その写しを脱衣室その他入浴者が見やすい場所に掲示すること。

コ オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー還水管及び回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。

タ 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないように努めること。

レ 打たせ湯には、循環している湯水を使用しないように努めること。

ソ シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。

ツ 貯湯槽、配管等は、清掃が容易にでき、完全に排水ができるなど、生物膜の発生の防止及びその除去ができる構造とするよう努めること。

ネ ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講じること。

ナ 入浴者の守るべき事項を浴場内の見やすい場所に掲示すること。

ラ 浴槽水を河川等に排水する場合は、適切な処理を行うこと。

ム 入浴設備及びその維持管理に係る衛生上の管理運営要領を作成し、これを従業員に遵守させること。

ウ 営業者（自ら従事する営業者に限る。）又は従業員のうちから、衛生管理に係る責任者を定めること。

6 便所には、換気、採光、照明、防臭、昆虫等の防除及び流水式による手洗いの設備を施すこと。

7 その他、知事が必要と認める措置を講じること。

※ 留意事項

設計にあたっては、旅館業法令に定める「構造設備の基準」のほか、旅館業法施行条例（S23.11.24条例第104号（R2.4.1改正施行））で定める第2条「構造設備の基準」、第6条「措置の基準」の他、「旅館業における衛生等管理要領（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知、R2.12.10一部改正）」を参照すること。

特に、浴槽水を循環させて使用する場合は、レジオネラ属菌による感染事故の発生を防止するため、上記「旅館業における衛生等管理要領」の他、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」に定める衛生管理・水質管理が十分行えるよう所要の設備を設けること。